

農業所得の申告についてのお知らせ

農業所得の申告については、本年2月から3月にかけて行われました確定申告において、従来の水稻所得標準が廃止になったため、収支計算により申告をしていただきました。

来年以降の申告においても、この収支計算での申告となりますので、出荷伝票や領収書などは必ず保管しておいてください。

【収支計算とは】

「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を計算する方法です。

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、領収書などの支払金額（必要経費）のわかる書類の保存が必要です。詳しくは次の表をご覧ください。

収入金額となるもの

項 目	計算方法等
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額（消費税、手数料含む）を合計
家事消費等	自家用及び事業用に消費した数量×通常販売する単価
雑収入	作業受託収入、補助金、共済金などについて、それぞれ区分ごとに計算

必要書類…出荷伝票、JAの精算書、仕切書、領収書の控え、振り込みのあった預金通帳など。

問合先：税務課税制係 ☎428712

必要経費となるもの

項 目	具体的な内容
雇 人 費	常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など
小作料・賃借料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料など
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息
租税公課	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費など
種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費用
肥 料 費	肥料の購入費用
農 具 費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用
修 繕 費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など
動力光熱費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用
農業共済掛金	水稻、農業用車両などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金
雑 費	上記以外で農業に関連して支払う費用

必要書類…領収書、通知書、引き落としのあった預金通帳など。

「後期高齢者医療制度」はじまる！

※平成20年4月開始

後期高齢者医療制度について

これまで、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方は、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

制度の概要（患者負担・保険料等）

被保険者：75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）
患者負担：医療費の1割（現役並み所得者は3割）を患者本人が負担。

保険料：原則として、年金からの保険料の天引き（特別徴収）を行います。保険料率については、平成19年11月頃に決定する予定です。

運営の仕組み

全市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が、被保険者の認定、保険料の決定や医療の給付などを行い、市町では保険料の徴収、被保険者証の引渡しや各種申請等の窓口業務を行います。

75歳以上の方はすべて、後期高齢者医療制度の被保険者となり、個々に保険料を納めるとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることになります。

問合先：加西市国保健康課国保医療係 ☎428721

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

☎078-326-2612

E-mail：jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

ホームページ：http://www.kouiki-hyogo.jp